

# 春日市の公園におけるキッチンカー等出店の実証実験 募集要項

## 1 実施の背景・目的

公園という生活に身近な公共空間には、社会経済情勢の変化に伴い、様々な主体が連携して柔軟に使用でき、多様化する利用者のニーズに対応していくことが求められています。

一方、施設の老朽化や財政面・人員面での制約などにより、行政主体の取り組みだけでは公園が有するポテンシャルを最大限に発揮することが難しくなっています。

春日市では、公園の価値を一層向上させるため、利用者や民間事業者の皆さまとの連携を加速し、より魅力ある空間を創出する手法等について、現在、検討を進めています。

今回、公園利用者のニーズが高い「飲食サービスの充実」に向けた検討を具体化するため、公園内での「キッチンカーや仮設店舗での飲食物の販売」が可能な民間事業者（以下「出店者」とする。）を募集し、実証実験（市場調査）を実施します。

## 2 実証実験について

今回の実証実験では、出店者の提案に基づき、実際に公園で出店してもらいます。使用時に係る公園使用料は無料です。

実証実験後、課題を整理し、今後の民間活力導入（Park-PFI 制度等）の活用に活かしていきます。

市は公園に対する市場性や具体的なニーズ等を、また、出店者は使い勝手や採算性、立地条件等を確認することができます。具体的な効果は以下のとおりです。

出店者の メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>公園使用料が無料で出店できるため、少ないコストで参画することができる。</li><li>提案内容が、公園利用者のニーズとマッチングしているかを確認することができる。</li><li>立地条件や使い勝手、採算性などの感触を掴むことができる。</li></ul>
春日市の メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>公園の市場性を把握することができる。</li><li>出店者の皆さまの提案により、公園利用者にとって魅力的な空間を創出することができる。</li><li>出店者の皆さまが求める条件、要望等を把握することができ、今後の事業展開に役立てることができる。</li></ul>

### 3 募集する事業

---

今回の実証実験では、公園内で「キッチンカーや仮設店舗での飲食物の販売」を行う出店者を募集します。

### 4 実施場所（対象公園）

---

今回の実証実験では、春日市内にある公園のうち、駐車場を整備している以下の公園を対象とします。

公園名	場所	所在地
白水大池公園	北側エリア	春日市大字下白水 219 番 1 外
春日西多目的広場公園	駐車場	春日市白水ヶ丘 6 丁目 122 番外
位瀬公園	駐車場	春日市春日 5 丁目 67 番
奴国の丘歴史公園	駐車場	春日市岡本 3 丁目 57 番

場所については、公園利用者の支障とならない箇所をあらかじめ選定していますが、協議や現場確認の結果次第では、上記以外の場所に出店することが可能となる場合があります。

詳細は、別紙「対象公園情報」をご参照ください。

### 5 実施条件（出店条件）

---

実施条件（出店条件）は以下のとおりです。

項目	内容
出店場所	本募集要項 「4 実施場所（対象公園）」 のとおり
出店形態	販売品目は、飲食物とする。 保健所から当該区域の営業許可を受けたものとする。 テイクアウト販売とする。
出店規模	1 公園あたり、1 出店者につき、12 m <sup>2</sup> 程度とする。 （駐車場区画 1 台分程度）
出店期間	令和 6 年 10 月 7 日（月）～令和 7 年 3 月 31 日（月）
出店時間	午前 9 時 00 分から午後 7 時 00 分まで （奴国の丘歴史公園のみ、午後 5 時 00 分まで） 上記時間中に、搬入および搬出を行うこと。
費用負担	出店に要する費用は、出店者の負担とする。
公園使用料	公園使用料は免除する（無料）。
その他	・ 電力、水、その他販売に必要なものは、すべて出店者で準備すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出店者は出店場所周辺に、ゴミ箱を設置し、持ち帰ること。</li> <li>・ 営業時に音楽を流す場合は、公園利用者や周辺住民に配慮し、音量や内容に十分注意すること。</li> <li>・ 公園内を車両で通行する場合は、ハザードランプを点灯するとともに、20km/h以下の走行を徹底し、公園利用者の安全に十分配慮すること。</li> <li>・ 実績報告書を毎月提出すること。</li> <li>・ 市が出店者を対象に実施するアンケート調査に協力すること。</li> </ul>
--	---

出店時間については、原則上記のとおりとしますが、協議等により、変更を検討することは可能です。また、実証実験（市場調査）であるため、途中で実施条件（出店条件）を変更する可能性がありますので、ご了承ください。

## 6 実施の流れ（スケジュール）

項目	内容	スケジュール
募集要項の公表	出店者の募集を開始。	令和6年8月26日（月）
登録申込みの受付	希望者は登録に必要な書類を事務局に提出。	令和6年8月26日（月）～ 令和6年9月13日（金）
審査・調整	事務局が提出書類をもとに、審査。 また、同一箇所に出店を希望する出店者間の調整を行う。	令和6年9月17日（火）～ 令和6年9月25日（水）
出店者の決定	事務局が出店者に審査結果を通知。	令和6年9月下旬
公園使用の申請	出店者から、市に対して「公園使用許可申請書」等を提出。	利用開始日の1週間前まで
実証実験の実施	出店者による出店。	令和6年10月7日（月）～ 令和7年3月31日（月）
実績報告書の提出	出店後、翌月の10日までに、1ヶ月以内に、出店者は事務局に対して実績報告書を提出（毎月）。 事務局は、必要に応じて、出店者に対してアンケート調査を実施。	出店後、翌月10日までに （毎月） ※アンケート調査の実施時期は個別に調整。

## 7 登録資格要件

---

### (1) 出店者の応募資格

- ・ 提案した内容の出店を実行できる意思と能力（運営力、資格等）を有する企業、NPO法人、市民団体、個人事業主等であること。
- ・ 応募時まで、販売品目について食品衛生法等の各種許可を受けていること。
- ・ 応募時まで、食品賠償保険又は同等の保険に加入していること。

### (2) 出店者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、出店者になることができません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・ 市税（春日市に納税義務のあるもの）及び国税等を滞納している者
- ・ 申請書提出時点で、春日市から指名停止を受けている者
- ・ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしているもの、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしている者
- ・ 宗教活動又は政治活動を目的としている者
- ・ その他市長が適当でないと認める者

## 8 提出書類

---

### (1) 登録時

以下の書類を、令和6年8月26日（月）から令和6年9月13日（金）までに、提出してください。

- ・ キッチンカー等出店登録申込書（様式1）
- ・ 出店希望調書（様式2-1定期出店用、様式2-2指定日出店用）
- ・ 暴力団排除の誓約書（様式3）
- ・ 営業許可書の写し
- ・ 食品衛生責任者の写し
- ・ 納税証明書等の未納がないことの証明書
- ・ 使用する販売車の写真（正面、横）
- ・ 食品賠償保険等の写し
- ・ 出店に使用するキッチンカーの車検証の写し
- ・ 管轄の保健所が発行する営業届出済書

### (2) 公園利用時

以下の書類を、利用開始日の1週間前までに、提出してください。

- ・ 都市公園使用許可申請書（奴国の丘歴史公園の場合は、「行政財産使用許可申請書」）
- ・ 都市公園使用料等減免申請書
- ・ 使用位置図

## 9 問合せ先・書類提出先（事務局）

---

(1) 事務局

春日市 都市整備部 都市計画課 公園担当（春日市役所 3階）

電話：092-584-1111（内線3512、3513）

FAX：092-584-1143

メール：[kouen@city.kasuga.fukuoka.jp](mailto:kouen@city.kasuga.fukuoka.jp)

(2) 書類の提出方法

持参、もしくはメール